

古文書等の歴史的な資料の利用に関する案内

(2019/01/25)

立川市歴史民俗資料館が所蔵する古文書等の歴史的な資料（古文書・古地図・絵図等）と取扱いに注意が必要な現代資料（歴史的な公文書）の利用に関する案内です。

1. 一般利用できる古文書等

*文書目録等が作成されたもの。

例) 中嶋家文書、諏訪神社文書、井上家文書、砂川村役場文書 他

*一般利用を目的に保存保管されているもの。

例) 教育委員会・当館刊行図書類、一般閲覧目的とした立川市行政刊行物 他

*歴史的な公文書については作成・取得日から満30年を超えたもの。

例) 当館が所蔵する立川市役所に保存されてきた歴史的な公文書

※ 但し、以下の古文書等については利用を制限します

- ・指定文化財に指定された古文書等で保存に影響を及ぼすおそれがあるもの
- ・未公開、未整理資料であるもの
- ・寄託者から同意を得ていないもの
- ・寄贈者から一定期間一般利用に供さないことを条件に寄贈されたもの
- ・教育委員会が不適当と認めるもの、当館の業務遂行にあたり支障があるもの
- ・法令条例により、一般利用に制限する情報が記載されたもの

2. 閲覧・複製利用について

※資料及び申請手続等確認のため、来館利用前に電話等で必ずお問い合わせください。

なお、利用目的と異なる用に供してはならないこと、当館員の指示に従うことが条件です。

また、複製物の出版物掲載等の利用にあたっては、複製等申請書別紙「掲載・放映等届」が必要です。

①マイクロフィルム等複製物資料の閲覧及び複製について

- ・来館のうえ、所定の申請書を提出し、当館内で閲覧等すること
- ・閲覧、複製に際しては、原則複製物からの閲覧、複製とし、複製の交付時は所定の実費を負担する
なお、著作権が生じる著作物については、著作権法令に定める範囲内での複製とすること

②複製物資料のない、実物古文書等の閲覧

- ・14日前までに所定の申請書を提出し、許可後に当館員立会いのもと閲覧等すること
- ・1回の閲覧等数は10点までとする
- ・複製に際しては、写真及びデジタルカメラによる静止画撮影とし、撮影機材は持参すること
- ・複製撮影した写真原版の複製物、電磁的記録は、当館から請求に応じて提供すること

<問い合わせ先>

立川市富士見町3-12-34 立川市歴史民俗資料館（生涯学習推進センター文化財係）

電話 042-525-0860 FAX042-525-1236

電子メールアドレス bunkazai@city.tachikawa.lg.jp